

## 公的研究費管理・監査の責任体制について

学 長

愛知大学及び愛知大学短期大学部（以下「本学」という。）は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（改正案）（平成 26 年 2 月 18 日 文部科学大臣決定）」の第 1 節 機関内の責任体系の明確化」に基づき、公的研究費を適正に運営・管理するために、運営・管理に関わる者の責任と権限を明確にし、以下のとおり公表いたします。

### 1. 本学の公的研究費における責任体系

	職 名	権限の範囲
最高管理責任者	学長	大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理に関して、最終的な責任と権限を有する。
統括管理責任者	副学長（経営担当）	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、大学全体を統括する責任と権限を有する。
コンプライアンス 推進責任者	学部長 法務研究科長 短期大学部長 研究所所長 研究委員会委員長 学術支援事務部長	統括管理責任者を補佐し、管轄する学部・研究所・部局等における公的研究費の運営・管理について、責任と権限を有する。

### 2. 公的研究費の運営・管理を適正に行うための体制

事務処理手続き及び使用ルール等に関する相談窓口	研究支援課 総務課
不正行為申立て窓口	内部監査室
不正防止計画推進部署	研究倫理・コンプライアンス委員会